# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議規程

平成 1 6 年 1 0 月 1 日 規程第 1 号

#### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)及び国立 大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則(平成16年基本規則第1号。 以下「基本規則」という。)第9条第2項の規定に基づき、学長選考会議に 関し必要な事項を定める。

### (権限及び審議事項)

- 第2条 学長選考会議は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考 規程(平成16年規程第2号。以下「学長選考規程」という。)及び国立大 学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程(平成16年規程第3号。 以下「学長解任規程」という。)により、国立大学法人奈良先端科学技術大 学院大学長(以下「学長」という。)の選考及び文部科学大臣への学長の解 任の申出を行うとともに、次に掲げる事項を審議する。
- (1)学長選考規程及び学長解任規程の制定又は改廃に関する事項
- (2)学長の任期に関する事項
- (3) その他学長選考会議に必要な事項

### (組織)

- 第3条 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。
- (1)基本規則第21条第3項第3号の経営協議会委員 5人
- (2)基本規則第22条第3項第3号から第6号の評議員のうち教育研究評議 会において選出された者 5人
- (3)理事のうち役員会において選出された者 3人以内
- 2 学長候補者となった委員は、審議の対象となっている期間、その議事に加わることができない。
- 3 委員の任期は、それぞれ、経営協議会委員、評議員及び理事としての任期 と同一とする。

# (議長)

- 第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は前条第2項に該当するときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

#### (議決の方法)

- 第5条 学長選考会議は、委員(第3条第2項の委員を除く。)の3分の2以上 の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 学長選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の解任を行う場合は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

#### (意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を学長選考会議に出席させ、 意見を聴くことができる。

# (事務)

第7条 学長選考会議に関する事務は、教育研究支援部企画総務課が行う。

# (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から 適用する。

附則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。